

船舶インシデント調査報告書

令和5年12月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年12月21日 07時15分ごろ
発生場所	三重県津市香良洲浦東方沖 香良洲港南防波堤灯台から真方位178°680m付近 （概位 北緯34°39.3′ 東経136°33.0′）
インシデントの概要	漁船第1春栄丸は、漂流中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年1月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第1春栄丸、2.0トン ME3-60350（漁船登録番号） 個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力110kW、回転数毎分5,500、4気筒、ボア97mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、平成5年4月6日進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風速 約2m/s、視程 約20km 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、船外機を停止して漂流し、操業を行った後、帰航しようとしたところ、船外機が始動できなくなった。 船長は、船外機が始動を数回試みたものの、始動できず、携帯電話を所持していなかったため、海岸にいた通行人に救助を求め、同通行人が消防署に本インシデントの発生を通報した。 本船は、消防署から連絡を受けた所属漁業協同組合の僚船によりえい航されて香良洲漁港に帰港した。 機関修理会社担当者は、本インシデント後、船外機を開放点検した結果、シリンダライナの冷却海水経路に砂等が堆積し、同ライナが過熱されて変形したことで、シリンダカバーとシリンダライナとの間に隙間を生じて冷却海水が流入し、点火プラグが濡れて始動できなくなったと判断した。 船外機は、本インシデント後、換装された。 船長は、船外機の運転に異常がなかったため、船外機を約12年間開放整備していなかった。
分析	本船は、船外機が約12年間にわたり開放整備されていなかった中、漂流中、シリンダライナの冷却海水経路に砂等が堆積したことが

	ら、同ライナが過熱されて変形し、シリンダカバーとシリンダライナとの間に隙間を生じて冷却海水が流入し、点火プラグが濡れて船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船外機が約１２年間にわたり開放整備されていなかった中、漂泊中、シリンダライナの冷却海水経路に砂等が堆積したため、同ライナが過熱されて変形し、シリンダカバーとシリンダライナとの間に隙間を生じて冷却海水が流入し、点火プラグが濡れて船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船舶所有者は、船外機を適宜、開放整備すること。 ・ 船長は、携帯電話を防水パックに入れるなどの防水処置を施して常に携行し、緊急時の連絡手段を確保しておくこと。